

肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

【平成31年度予算概算決定額（所要額） 163,926（135,254）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

TPP11協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については、補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については、保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直します。

<政策目標>

牛肉の生産量：51万トン[平成25年度]→52万トン[平成37年度まで]

<事業の内容>

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金 (所要額) 66,200 (37,528) 百万円
 ※ () 内の金額は肉用牛繁殖経営支援事業を含む

- 肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）
 (所要額) 97,726 (97,726) 百万円

- 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出します。）

<事業の流れ>

(1の事業)

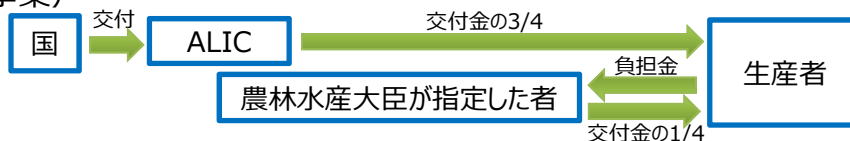
①保証基準価格を下回った場合



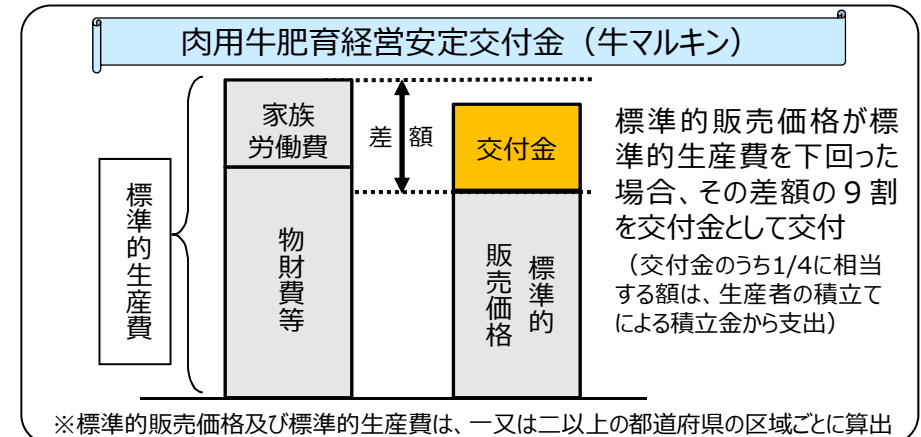
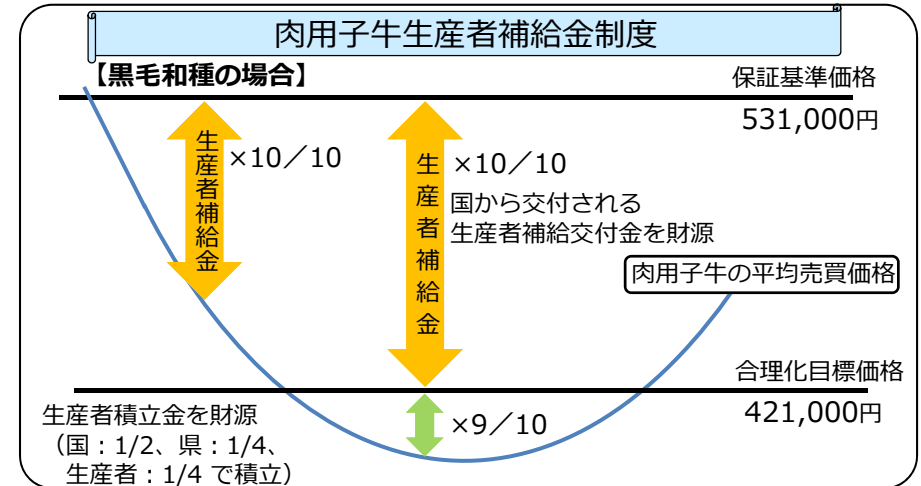
②合理化目標価格を下回った場合



(2の事業)



<事業イメージ>



※標準的販売価格及び標準的生産費は、一又は二以上の都道府県の区域ごとに算出

【お問い合わせ先】 (1の事業) 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
 (2の事業) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)